

建築物エネルギー消費性能基準等における一次エネルギー消費量算定方法の変更について

平成 28 年 10 月

第七章「給湯設備」第一節「給湯設備」の一部を下記のように変更します。

変更前 Ver.10 (エネルギー消費性能計算プログラム (住宅版) Ver.2.0)	変更後 Ver.11 (エネルギー消費性能計算プログラム (住宅版) Ver.2.1)
<p>第七章 給湯設備 第一節 給湯設備 (略)</p> <p>付録 E 電気ヒートポンプ給湯機 (略)</p> <p>E.2 消費電力量 (略)</p> <p>また、当該給湯機の効率e_{rtd}を 2.7 とするか、又は対象機器の JIS C 9220 に基づく年間給湯保温効率 (JIS) 又は年間給湯効率 (JIS) の値を用いることができる。なお、設置する給湯機が複数あり、いずれも電気ヒートポンプ給湯機でかつ効率が異なる場合は当該給湯機の効率の小さい方の値により評価する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>第七章 給湯設備 第一節 給湯設備 (略)</p> <p>付録 E 電気ヒートポンプ給湯機 (略)</p> <p>E.2 消費電力量 (略)</p> <p>また、当該給湯機の効率e_{rtd}を 2.7 とするか、又は対象機器の JIS C 9220 に基づく年間給湯保温効率 (JIS) 又は年間給湯効率 (JIS) の値を用いることができる。なお、設置する給湯機が複数あり、いずれも電気ヒートポンプ給湯機でかつ効率が異なる場合は当該給湯機の効率の小さい方の値により評価する。<u>また、当該給湯機の効率e_{rtd}が 3.6 を超える場合は、3.6 に等しいとする。</u></p> <p>(以下、略)</p>